

議案第 14 号

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項及び第 4 項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定福祉型障害児入所施設の従業者の配置の基準について規定の整備を行うため、この条例を制定するものである。